

議案第 11 号

木古内町過疎地域持続的発展計画の変更について

木古内町過疎地域持続的発展計画の一部を別紙のとおり変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 10 項の規定により準用する第 8 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 23 日提出  
木古内町長 鈴木 慎也

記

木古内町過疎地域持続的発展計画の、産業の振興、生活環境の整備の事業計画に新たな事業を追加する。

区分	頁・行	変更前	変更後	変更の理由
3 産業の振興	21 頁 11-13 行	(記載なし)	○事業名（施設名） （9）観光又はレクリエーション ○事業内容・事業主体 パークゴルフ場屋根・外壁改修工事・木古内町	地域住民の心身の健康と福祉の増進、地域間交流の促進に寄与している当施設棟は平成 12 年度に整備され、建築後 21 年が経過し、経年に伴う老朽化が著しいことから、早期の修繕を施し、耐用年数の延命化を図るため。

区分	頁・行	変更前	変更後	変更の理由
3 産業の振興	21 頁 16 行	○事業名（施設名） （10）過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業 ○事業内容・事業主体 一次産業後継者支援 事業・木古内町	○事業名（施設名） （10）過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業 ○事業内容・事業主体 一次産業後継者支援 事業・木古内町 漁業活動支援事業・ 木古内町	漁業活動に必要な漁船や漁具の購入、設備の導入などに係る経費を助成して、漁業生産性の向上と漁家経営の安定化を図るため。
6 生活環境の整備	31 頁 9 行	○事業名（施設名） （5）消防施設 ○事業内容・事業主体 資機材搬送車更新事業・渡島西部広域事務組合	○事業名（施設名） （5）消防施設 ○事業内容・事業主体 資機材搬送車更新事業・渡島西部広域事務組合 小型ポンプ積載車整備事業・渡島西部広域事務組合	現車両は導入後32年経過しており、車体の老朽化が著しく、業務に支障を来す恐れがあるため。
事業計画	46 頁 20-25 行	○持続的発展施設区分 2 産業の振興 ○事業名（施設名） 第1次産業 ○事業内容・事業主体 一次産業後継者支援 事業・木古内町	○持続的発展施設区分 2 産業の振興 ○事業名（施設名） 第1次産業 ○事業内容・事業主体 一次産業後継者支援 事業・木古内町 漁業活動支援事業・ 木古内町 漁業活動に必要な漁船や漁具の購入、設備の導入などに係る経費の一部を助成することで、当町の漁業生産性の向上と漁家経営の安定化を図る。	漁業活動に必要な漁船や漁具の購入、設備の導入などに係る経費を助成して、漁業生産性の向上と漁家経営の安定化を図るため。